

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（介護運賃に限る。）
に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービスのうち、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して又は一体として行う輸送を行う場合（以下「介護運賃」という。）に限る。）について、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月18日付け中運局公示第248号）に定めるもののほか本制度によることもできることとしたので公示する。

平成16年3月31日

中部運輸局長 平山 芳昭

記

1. 運賃

(1) 運賃の種類

運賃の種類は、次のとおりとする。

イ 時間制運賃

旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃。

ロ 距離制運賃

旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃。

ハ 定額運賃

一定の輸送範囲において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

(2) 時間制運賃

時間制運賃の適用方法

- ① 時間制運賃は、15分又は30分単位とし、15分又は30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。
- ② 時間制運賃は、10円単位とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 距離制運賃

距離制運賃の適用方法

- ① 走行距離の算出は、走行距離積算計による。
- ② 加算運賃は、100メートル単位とし、100メートル未満の端数は切り捨てるものとする。
- ③ 距離制運賃は、10円単位で設定するものとする。

(4) 定額運賃

定額運賃の適用方法

- ① 利用実態に応じた一定のエリア内において、定額運賃を設定することができるものとする。
- ② 適用する一定のエリアは、行政区画、道路、河川その他の明確な区分により設定するものとする。

(5) 運賃の割増及び割引

運賃の割増及び割引は、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。

2. 料金

料金は、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。

なお、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である。

3. 運賃及び料金の設定

- ① 運賃及び料金の設定は、福祉輸送サービスの実態を踏まえ、時間制運賃、定額運賃等距離制によらない運賃のみの設定を妨げない。
- ② 運賃の設定は、送迎サービスの内容等に応じた一定の幅で設定することができるものとする。

4. 車種区分

区分及び区分の基準は、「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」
(平成19年9月21日付け中運局公示第66号)によるものとする。

附則

本公示は、平成16年4月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請
について適用する。

附則(平成18年10月4日付け中運局公示第69号 改正)

改正後の規定は、平成18年10月10日以降に申請のあったものから適用する。

附則(令和元年12月13日付け中運局公示第84号 改正)

本件公示は、令和元年12月13日から適用する。